

名古屋市教育館における
自動販売機設置に係る名古屋市有地
及び建物の一時貸付
【一般競争入札（郵送入札方式）】

入 札 案 内 書

令和 7 年 3 月 4 日実施

名古屋市教育委員会

仕様書は、この案内書の 37 ページ以降に
掲載しています。

目次

◇ 入札のあらまし.....	P1
◇ 入札説明書.....	P3
第1 貸付物件	P3
第2 参加者の資格.....	P3
第3 自動販売機の設置条件	P6
第4 申込・受付	P7
第5 入札保証金.....	P8
第6 入札方法	P9
第7 入札金額	P10
第8 入札書	P10
第9 開札.....	P10
第10 契約の締結.....	P11
第11 貸付料の納付	P11
第12 契約保証金	P11
第13 販売実績の報告	P12
第14 問い合わせ先	P12
◇ 入札物件一覧表.....	P13
◇ 契約書	P14～19
◇ 入札参加申込書(封筒記載例・記載例・申込書)	P20～24
◇ 事務担当者票	P25～26
◇ 法人役員等に関する調書(記載例・調書)	P27～28
◇ 入札書(封筒記載例・記載例・入札書)	P29～32
◇ 委任状(記載例・委任状)	P33～34
◇ 販売実績報告書(記載例・報告書)	P35～36
◇ 仕様書(共通・特記)	P37～41
◇ 位置図・交通案内図	P42～43

入札のあらまし

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下の通りです。

入札案内書の配布(この案内書)

令和 7年 1月10日(金)から令和 7年 1月27日(月)まで

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

(アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000181823.html>)



申込・受付(詳しくは7ページ)

令和 7年 1月14日(火)から令和 7年 1月27日(月)午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)

受付場所:名古屋市教育センター総務課(4階)

郵送による申込もできます(期間内必着)



参加資格の審査結果の通知(詳しくは8ページ)

令和 7年 2月中旬

申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。



郵送入札(詳しくは9ページ)

入札参加書到着後～令和 7年 3月3日(月) 午後 5時まで

書留又は簡易書留郵便により入札書を提出してください。普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。郵送した入札書の書き換え、引換え、撤回はできません。また、期間後到着の郵送入札も無効となります。なお、入札書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。



(次ページへ)

開札(詳しくは10ページ)

令和 7年 3月4日(火) 午後 2時から

(場所 名古屋市教育センター4階 物理地学実験室)

入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とします。



契約の締結(詳しくは11ページ)

令和 7年 3月21日(金)まで

契約締結期限は令和 7年 3月21日(金)です。当初の契約期間は令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までとし、令和 8年4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます。(最大令和 12年 3月31日まで)。

更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。



契約保証金及び貸付料の納付(詳しくは11ページ)

契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。



自動販売機の設置

新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、設置工事は、契約期間内に行ってください。令和 7年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

1 貸付物件は、入札物件一覧表(入札案内書13ページ)及び仕様書(入札案内書37ページ)のとおりです。

物件数 1件 (台数 2台)

2 入札は、2台分一括で行います。

3 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。

4 特記仕様書があります。詳しくは特記仕様書をご参照ください。

5 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

1 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除きます。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)

(5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者。

(6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関

する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている者。

(7) 本公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がない者。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます(詳しくは、「第4 申込・受付」を参照ください)。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」
(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) **当初の契約期間は令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までとし、令和 8年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます(最大令和 12年 3月31日まで)。**ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前の協議のうえ、更新を許可しない、又は契約期間途中で契約を終了する場合があります。
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。令和 7年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、名古屋市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用は、設置事業者の負担とします。

6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件特記仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書、仕様書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和 7年 1月14日(火)から令和 7年 1月27日(月)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)
提出先	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 名古屋市教育センター総務課 ※郵送する場合は、封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (封筒記載例20ページをご参照ください。)
必要書類等	(1) 入札参加申込書 1通 入札案内書23～24ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (2) 事務担当者票 1通 入札案内書26ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は提出不要です。 (3) <個人の場合> 住民票の写し 1通 (個人番号(マイナンバー)の記載が無いもの) <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後 3か月以内のもの(令和 7年 1月15日受付の場合、令和6年10月15日以降のもの)で、連名の場合は連名者全員のもの。 (4) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 入札案内書28ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (5) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸借契約書又は本市施設の指定管理社との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。) ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。 (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒

注意事項	(1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。 (2) 郵送の場合は簡易書留による郵送をお勧めします。 (3) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の 審査結果 通知	申込み受付後、参加資格について審査をし、令和 7年 2月中旬に次の書類を郵送します。なお、本市から内容について確認を行う場合があります。 (1) 入札参加書 (2) 入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ) 書類が届かなかった場合は、第14 問い合わせ先にご連絡ください。 ※「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。

第5 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定する金額を入札前に納めていただくものです。
入札保証金額は、5,400円です。
なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機(同種のもの)を設置した実績がわかる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除します。
- 2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに納めてください。
- 3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い(小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの)の自己宛小切手でなければなりません。
※名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出を受ける店でご確認ください。
- 4 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書(領収書)をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求をされる際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
※還付の請求を受付してから、実際の還付まで1～2週間かかります。
- 6 入札保証金には、利子をつけません。

第6 入札方法

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	入札参加書到着後 ～令和 7年 3月3日(月) 午後5時必着 ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問合せにはお答えできません。
郵送先	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 名古屋市教育センター総務課 あて ※封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 入札書※ 入札案内書の32ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、10ページの「第8 入札書」及び31ページの入札書記載例をご参照ください。入札書は中封筒に入れ封印し、中封筒表側に、入札者名、所在地、入札件名、開札日を記載してください。入札案内書の29ページに記入例があります。 (2) 委任状（代理人が入札する場合は必須）※ 代理人が入札する場合、<u>必ず委任状が必要となります</u>。入札案内書34ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に入札を委任することはできません。 (3) 入札保証金保管証書のコピー（入札保証金が必要な方のみ） ※入札書を入れた中封筒と委任状(代理人が入札する場合)、入札保証金保管証書のコピー(入札保証金を納付した場合)を外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側下部に入札者名を記入(入札案内書の30ページの記入例を参照)し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 ※書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)の必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。

物件ごとの最低貸付価格(月額)は、入札案内書13ページをご参照ください。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の32ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。また、金額の頭に¥マークを記入して下さい。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (9) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

開札会場	名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 名古屋市教育センター4階 物理地学実験室
開札日時	令和 7年 3月4日(火) 午後 2時 開始

注意事項	開札会場へは、入札参加者及びその代理人以外(以下「入札者」という。)の方は入場できません。また、代理人の方は本人確認ができる書類(社員証、名刺、運転免許証等)をご持参下さい。 (1) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (2) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とします。 (3) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、くじ引きにて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定した時は、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。 (4) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
その他	公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。

第10 契約の締結

- 1 落札者には、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は、**令和 7年 3月21日(金)**です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第11 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第12

契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第13 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第14 問い合わせ先

担当課	名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 名古屋市教育センター総務課 (TEL)052-683-6402
受付期間	令和7年1月14日(火)～令和7年1月27日(月) 午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時、土曜日、日曜日、祝休日を除く)

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

入札物件一覧表

施設名称 (所在地)	種類	設置場所	台数 (台)	面積	最低貸付価格 (月額)	
					内訳	2 台一括
教育館 (東区泉一丁目 1 番 4 号)	清涼飲料水	1階エントランス A (屋内)	1	2.0㎡	900円	1,800 円
		3階エレベーター ホールB(屋内)	1	2.0㎡	900円	

公有財産一時使用契約書（ひな形）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
教育館	名古屋市東区 泉一丁目1番4号	1階エントランスA 及び3階エレベータ ーホールB	4.0㎡	2台

（指定用途）

- 第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別仕様書の内容を遵守しなければならない。

（一時使用期間及び更新）

- 第4条 一時使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、または契約期間途中で契約を終了する場合がある。

（貸付料）

- 第5条 貸付料は、総額金「落札金額」× 12か月 円（月額金「落札金額」円）とする。
- 2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金 円(貸付月額6か月分)を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定により、契約保証金の納付を免除することがある。

- 2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通

知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。
- 6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。
- 7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき。

（契約不適合責任）

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足等、契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（指定期日）

第12条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人と賃借人で協議のうえ決定した期日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等

があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第15条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

（違約金）

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

(1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。））

(2) 第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

(3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）

(4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。

(2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。

(3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。

(4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。

(5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。

(7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。

(8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第18条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第22条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が

終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

（疑義の決定）

第25条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第26条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃借人



記載例

入札参加申込書郵送の場合

(表面)

		4	5	6	0	0	3	1
切手		名古屋市教育センター総務課 行			名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号			
入札参加申込書在中								
必ず朱書きしてください。								

- ※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。
- ※ 裏側又は表側下部に入札参加申込者名を記入して下さい。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

ナゴヤ タロウ

(フリガナ)

氏名

名古屋 太郎

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

法人の場合

(フリガナ)

氏名

名古屋 株式会社

ナゴヤ イチロウ

代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

施設名称	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
教育館	名古屋市東区 泉一丁目1番4号	1階エントランスA及び3階エレベーターホールB	4.0㎡	2台

2 入札参加書送付先

住所 〒456-0031 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋 太郎

☎052-961-****

＜法人の場合＞名古屋株式会社 営業一課 愛知八郎 上記以外の☎052-〇〇〇-****

備考

- この申込書は、令和7年1月14日(火)から令和7年1月27日(月)午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市教育センター総務課まで持参又は郵送(期限内必着)してください。
- 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時的貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

施設名称	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
教育館	名古屋市東区 泉一丁目 1番 4号	1階エントランスA及 び3階エレベーター ホールB	4.0㎡	2台

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の☎

備 考

- ① この申込書は、令和7年1月14日(火)から令和7年1月27日(月)午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市教育センター総務課まで持参又は郵送(期限内必着)してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 入札公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例

事務担当者票

入札参加 申込者	住所又は所在地	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
	氏名又は名称	名古屋株式会社
	代表者氏名	代表取締役 名古屋 一郎
	電話番号	(052)961-****
連絡先・ 郵送先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸二丁目 1 番 1 号
	氏名又法人名	名古屋株式会社 中営業所
	部署名・担当者名 フリガナ	営業第一課 サービス担当 アイチ 愛知 ハチロウ 八郎
	電話番号	(052)〇〇〇-●×△〇

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

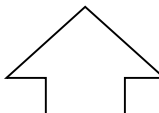
事務担当者票

入札参加 申込者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
連絡先・ 郵送先	住所	〒
	氏名又法人名	
	部署名・ フリガナ 担当者名	
	電話番号	

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

記 載 例

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・☉・H・R 35・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・☉・H・R 36・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
取締役	(アイチ タロウ) 愛知 太郎	T・☉・H・R 40・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・☉・H・R 45・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		 代表役員については、 法人登記簿に記載され ている代表役員の住所 地を記載し、 その他の役員について は、現住所を記載する。
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表面)

()書きの記入は不要です。



(入札者名) 名古屋株式会社

(所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(入札件名) 名古屋市教育館における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

(開札日) 令和七年三月四日開札

※ 横書きによる記入でも構いません。

記載例

入札書の郵送用外封筒

(表面)

		4	5	6	0	0	3	1
切手		名古屋市教育センター総務課 行			名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号			
入札書在中								
必ず朱書きしてください。								

- ※ 書留又は簡易書留郵便により提出してください。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。
- ※ 裏側又は表側下部に入札者名を記入して下さい。

記載例

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋
代表者

<連名で入札する場合

全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要

名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

所在地

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋 太郎

商号又は名称

代表者

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎

(代理人)

住所

氏名

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知 次郎

名古屋市教育館における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

施設名称	設置場所							
教育館	1 階エントランスA及び3 階エレベーターホールB							
金額 (貸付月額)	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	0	0	0	0	0

- ・ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入して下さい。
- ・ 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入の上、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- ・ 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入して下さい。
- ・ 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入して下さい。
- ・ 金額の訂正はできません。

2 台分一括での入札です
ので、2 台合計の金額を
記載してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

所在地
商号又は名称
代表者 役職・氏名

(代理人)

住所
氏名

名古屋市教育館における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

施設名称	設置場所							
教育館	1 階エントランス A 及び 3 階エレベーターホール B							
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- ・ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入して下さい。
- ・ 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入の上、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- ・ 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入して下さい。
- ・ 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入して下さい。
- ・ 金額の訂正はできません。

委 任 状

私は都合により **愛知 次郎** を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和 7年 1月10日公告の名古屋市教育館における自動販売機設置に係る名古屋
市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札に関する一切の権限

施設名称	設置場所
教育館	1 階エントランス A 及び 3 階エレベーターホール B

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
(商号又は名称) **名古屋株式会社**
(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区三の丸二丁目1番1号**
(氏 名) **愛知 次郎**

(あて先) 名 古 屋 市 長

委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和 7年 1月10日公告の名古屋市教育館における自動販売機設置に係る名古屋
市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札に関する一切の権限

施設名称	設置場所
教育館	1 階エントランス A 及び 3 階エレベーターホール B

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先) 名 古 屋 市 長

令和 7 年度

契 約 者	会 社 名		名古屋株式会社					
	役職・氏名		代表取締役 名古屋 一郎					
	連 絡 先	担 当 者	営業一課 愛知 次郎					
		電 話 番 号	052-972-1111					報告書は1台ずつ作成してください。
施 設 名 称	教育館	種 類	清涼飲料水					
設 置 場 所	1階エントランスA / 3階エレベーターホールB							
所 在 地 番	名古屋市東区泉一丁目1番4号						設置台数	1台
契 約 日	令和7年4月1日							
契 約 期 間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日							
月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考	
4月	〇〇本	△△円		10月	〇〇本	△△円		
5月	〇〇本	△△円		11月	〇〇本	△△円		
6月	〇〇本	△△円		12月	〇〇本	△△円		
7月	〇〇本	△△円		1月	〇〇本	△△円		
8月	〇〇本	△△円		2月	〇〇本	△△円		
9月	〇〇本	△△円		3月	〇〇本	△△円		
上半期計	〇〇本	△△円		下半期計	〇〇本	△△円		
年度合計	〇〇本	△△円		(特記仕様等)				

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市教育センター総務課

所在地：名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号

電話：052-683-6402 FAX：052-681-7941

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市 長

令和 年度

契 約 者	会 社 名											
	役職・氏名											
	連 絡 先		担 当 者									
			電 話 番 号									
施 設 名 称			種 類									
設 置 場 所												
所 在 地 番					設置台数		台					
契 約 日	令和 年 月 日											
契 約 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本)	販売金額 (税込)	備考					
4 月		円		10 月		円						
5 月		円		11 月		円						
6 月		円		12 月		円						
7 月		円		1 月		円						
8 月		円		2 月		円						
9 月		円		3 月		円						
上半期 計		円		下半期 計		円						
年度 合計		円		(特記仕様等)								

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市教育センター総務課

所在地：名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号

電話：052-683-6402 FAX：052-681-7941

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600 キログラム以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 電子マネー「mana」による支払いが交通局加盟店として可能になるよう対応すること。電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等はすべて設置者の負担とする。手続き、対応条件等については、名古屋市交通局営業課事業推進係まであらかじめ問い合わせのこと。
- (4) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。
- (5) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (7) 電気料金及び水道料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。ただし、水道料金について、賃貸人との協議により、定額制（月額 330 円。消費税等を含む。）とする場合、水道料金を計測するための子メーターの設置は要しない。
- (8) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (10) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によ

ること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。電気料金及び水道料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料及び水道支払料を乗じて積算した額とする。なお、水道料金については、賃貸人との協議により、定額制（月額330円。消費税等を含む。）とすることもできる。
- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

特記仕様書

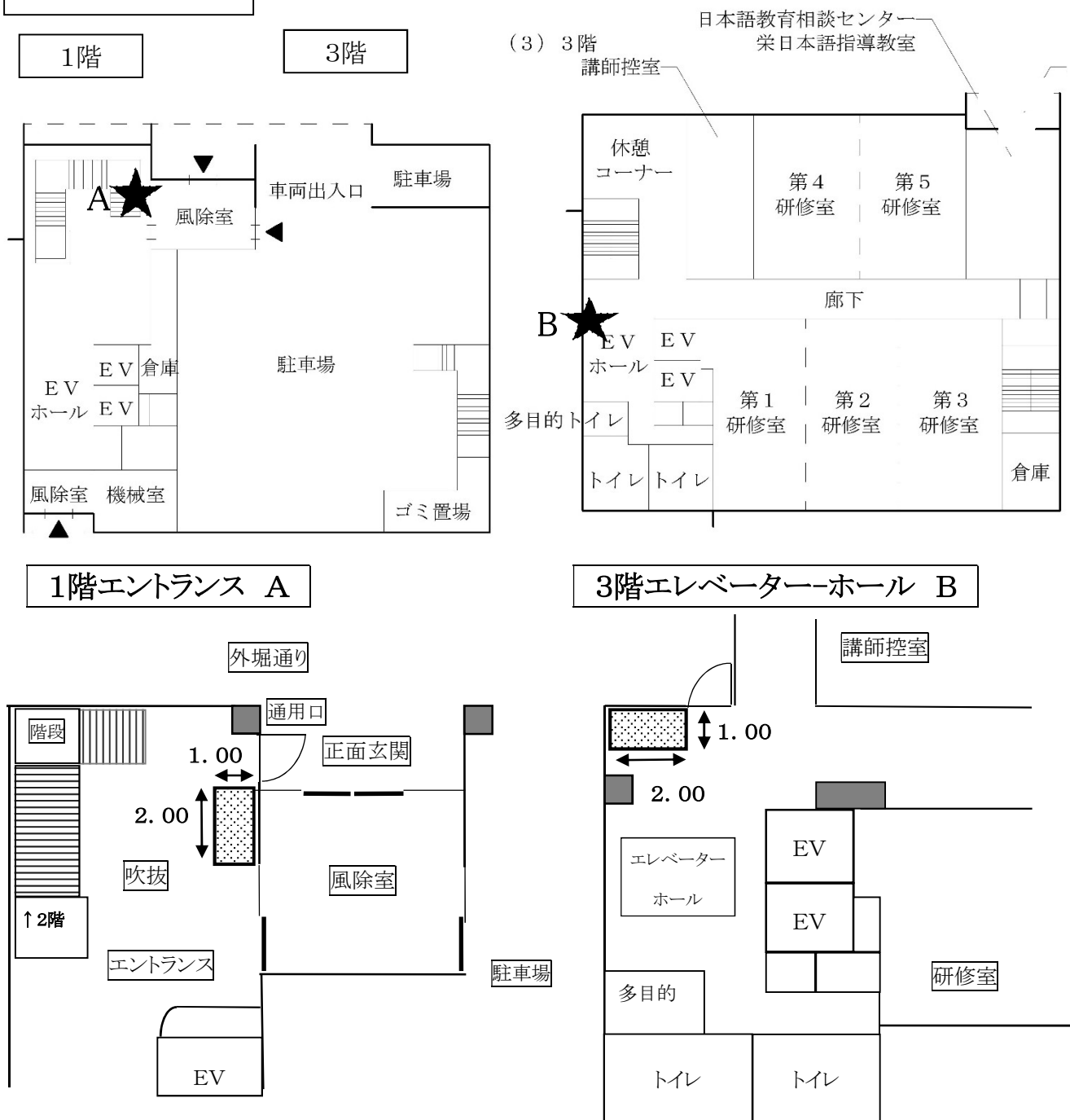
名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人(自動販売機設置事業者)を賃借人とする。

1 自動販売機設置場所

施設名称	区分	設置場所	貸付面積	設置 台数
教育館	屋内	1階エントランスA	2.00m ² (幅2m×奥行1m)	1台
	屋内	3階エレベーターホールB	2.00m ² (幅2m×奥行1m)	1台

*詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

<設置箇所詳細図>



2 自動販売機設置台数

2台 ＊入札は2台分一括で行います。

3 特記仕様

- (1) 設置する自動販売機は、白を基調とした外装色とし、商標やロゴマークを記載する場合は、購入者が識別できる必要最小限の表示を自動販売機の前面部に限って行い、自動販売機の側面や背面、天井部には、商標やロゴマーク、その他の広告物の記載、貼り付けを行わないこと。
- (2) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置は甲と協議のうえ、令和 7 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 1 日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (3) 設置に必要な電気工事の施工に際しては、下記に定める内容に留意して行うこと。なお貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。
 - ア 次の区分により行うものとするほか、関係法令を順守のうえ施工すること。
 - イ 給電は単独引込又は既設の電源設備から分岐により行い、ブレーカー（漏電防止機能付、自動販売機の仕様により指定されるものを使用のこと）及びコンセント（単相 100V15A アース付）を設置すること。
 - ウ ブレーカー及びコンセントは、防雨機能を持った屋外用ボックス（縦 300mm×横 200mm×深さ 150mm 程度）内に設置すること。ボックスは施錠できる構造のものとし、設置後乙により施錠すること。
 - エ 電線は、動力線、電灯線、制御線等の種類ごとに整理して配線すること。
 - オ 配線は、機器、盤等との接続に丸型圧着端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブにより被覆すること。
 - カ 屋外配線は、合成樹脂管により保護し、直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用すること。その際、直線部分は 1.5m 間隔で堅ろうに支持すること。
 - キ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
 - ク 設置及び施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは乙の責任において復旧修理又は補償すること。
 - ケ 設置作業中及び施工中に発生した事故等は、一切乙の責任において解決すること。
 - コ 廃材等は、全て乙の責任において処分すること。
 - サ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。また明記なき事項でも、施工上、当然措置を必要とする事項又は甲の施設担当者指示による些細な変更等については、乙の負担にてこれを施工すること。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類及び数量に応じた使用済み容器の回収ボックスを、必要数設置すること。
- (5) 施設の改修工事等により、賃貸人により自動販売機の撤去を求められた場合はこれに従わなければならない。なお、その際の費用は賃借人が負担し、その期間の貸付料は徴収しないものとする。

4 参考

(1) 当該施設の概要及び令和 5 年度利用実績

	研修室（第 1～第 10 研修室）
休館日	年末年始（12/29～1/3）、その他臨時の休日
利用時間	月～金曜日（休日を除く）9 時～21 時 土曜日、日曜日及び休日※ 9 時～17 時 ※国民の祝日に関する法律に規定する休日
利用件数	3,962 件
利用者数	57,687 人

※他に教育委員会執務室や団体事務室の職員（常勤職員数計：約 100 名）の利用や、研修室以外で実施される会議等に来訪する他所属の職員の利用があります。

(2) 現在設置されている自動販売機(令和7年 3 月末日までに撤去予定)の販売実績

1階エントランスA

令和 4 年度	販売数量	令和 5 年度	販売数量
上半期(4～9 月)	3,391 本	上半期	4,253 本
下半期(10～3 月)	2,983 本	下半期	3,300 本

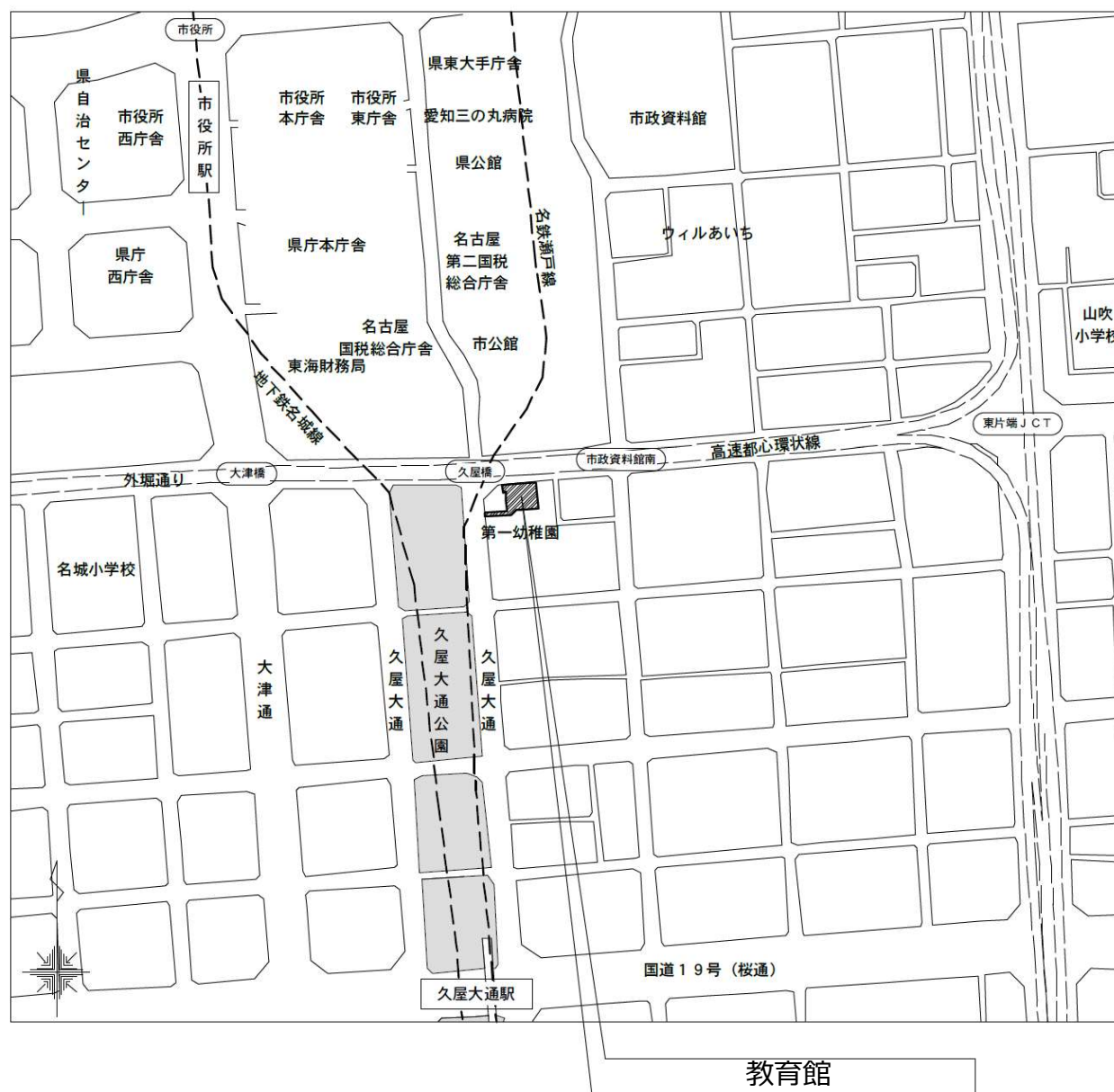
3階エレベーターホールB

令和 4 年度	販売数量	令和 5 年度	販売数量
上半期(4～9 月)	1,210 本	上半期	1,568 本
下半期(10～3 月)	1,140 本	下半期	1,564 本

設置者の申告による

なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

(設置場所) 名古屋市教育館への案内図



のりものご案内

- 地下鉄「久屋大通」駅下車、1A出口 北460m
- 地下鉄「市役所」駅下車、3番出口 南東530m
- 市バス「市政資料館」下車 西60m

(受付、入札会場)

位置図・交通案内図



地下鉄 名城線「熱田神宮伝馬町」駅（2番出口）より北東へ徒歩約5分

市バス 「神宮東門」より南東へ徒歩約5分（南行）

東へ徒歩約5分（北行）

名鉄 「神宮前」駅より南へ 徒歩約5分

J R 東海道本線「熱田」駅より南へ徒歩約10分

名古屋市教育センター

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号

電話 (052) 683-6402

FAX (052) 681-7941